

# 税理士報酬について 令和元年10月1日現在

税理士法人 稲田会計

表示価格には、別途消費税が加算されます。

相続税に係る税理士報酬は、

(1)税務代理報酬と(2)税務書類の作成報酬の合計額となります。

税理士報酬【600,000円～】

= (1)税務代理報酬【400,000円～】 + (2)税務書類の作成報酬【200,000円～】

## (1)税務代理報酬

(1)税務代理報酬【400,000円～】

= ①基本報酬額【200,000円】

+ ②遺産の総額に係る報酬額【200,000円～】

+ ③加算報酬額【0円～】

### ②遺産の総額に係る報酬額

遺産の総額	②遺産の総額に係る報酬額
5,000万円未満	200,000円
5,000万円以上 2億円未満	【遺産の総額×0.4%】
2億円以上 3億円未満	【(遺産の総額 - 2億円)×0.3% + 80万円】
3億円以上	【(遺産の総額 - 3億円)×0.2% + 110万円】

### ③加算報酬額

- 共同相続人（納税義務のある受遺者を含む）1人を増すごとに【「②遺産の総額に係る報酬額」×6%】円を加算します。

#### 別途加算報酬

次の場合には別途加算報酬が必要となりますが、都度お知らせします。

非上場株式がある場合

複雑な評価方法による土地などの

納税猶予や延納、物納の申請を行う場合

税理士法35条に基づく意見聴取の対応を行う場合

相続税の税務調査の立会いなど行う場合

## (2)税務書類の作成報酬

(2)税務書類の作成報酬【200,000円～】

= ①上記(1)に定める税務代理報酬額の50%相当額【200,000円～】

+ ④土地評価加算【0円～】

### ④土地評価加算

- 「次の～の合計額」が「①の金額」を超過する場合は、その超過部分が「④土地評価加算」として加算されます。

土地1利用単位につき【5万円】（下記を除く）

土地が倍率評価である場合には土地1筆につき【1万円】